

大山奈々子県議の一般質問と答弁

＝分割質問＝

2022年2月22日 (火)

* 一問一答形式に編集

(文責：日本共産党神奈川県議団)

《質問項目》

【1】ジェンダー平等社会をめざして

(1) 性暴力から県民を守る取り組みについて

- ア. 相談体制の充実について
- イ. 痴漢被害防止につながる啓発について
- ウ. 痴漢防止対策について



(2) リプロダクティブヘルス／ライツを尊重する

包括的性教育について

(3) 生理の貧困について

(4) 同性パートナーシップ制度について

(5) 行政機関や民間の雇用等におけるジェンダー平等の推進について

【2】県民の困難に寄り添う県政へ

(1) 介護保険制度における補足給付の見直しについて

(2) 若者の学びを支える県営住宅の家賃減免等支援について

【1】ジェンダー平等社会をめざして

[大山県議]

日本共産党神奈川県議団の大山奈々子です。一般質問をいたします。初めに、ジェンダー平等社会をめざしてです。

社会的に形成されてきた「女はかくあるべき」、「男はかくあるべき」という性による行動規範や役割分担をジェンダーと呼びます。これによって生じている差別的な状況を解消し、ジェンダー平等社会を実現することは、SDGsの目標の5番目にも謳われています。日本のジェンダーギャップ指数は世界第120位。男女格差が相当大きいことを指します。

本県の次期男女共同参画推進プランの策定を来年に控え、計画に盛り込むべきと考える施策について質問して参ります。

(1) 性暴力から県民を守る取り組みについて

まず、性暴力から県民を守る取り組みについてです。

近年、毎年1月に実施される共通テストを狙って、「受験当日に痴漢行為をしても警察に通報されないから大丈夫」と、インターネット上の掲示板で痴漢行為を呼びかける卑劣な「痴漢祭り」という書き込みが多々あり、見張りをしようという市民の活動が起きました。

他県において警察や鉄道会社がその予防策を講じたという情報を受けて、私たちが県警察

にも依頼した結果、警官が電車に乗っての警戒や主要駅での立ち番、鉄道各社に社内放送で注意喚起を呼びかける等々、痴漢防止にご尽力いただき感謝いたします。この対応は広く報道されて、痴漢抑止に大きな効果があったと推察します。

しかし、痴漢は日常的に行われています。日本共産党東京都委員会が2020年に行った痴漢の調査では、1435人から回答が寄せられ、その被害に遭った場所は、圧倒的に多い電車の中をはじめ、学校や公共施設、映画館など日常生活のあらゆる場面にわたります。

電車の中の痴漢は「繰り返し」、「覚えきれないほど」などの記述が多数あり、「父親を含め男性と話せなくなった」、「満員電車が怖くなり途中下車してしまうために不登校になった」、「鬱になって働けなくなった」という声、自分を責め「死にたい」という方が13人もいました。「精神、身体の不調に現れ、治療しなくてはならない」など、被害者の人生に深刻な打撃を与えていることがわかります。

痴漢は被害者の尊厳を著しく傷つける深刻な性暴力であり、刑法の強制わいせつ罪などが適用

されるれっきとした性犯罪です。これは許されないという啓発と適切な対応、恒常的な予防策が必要です。

ア. 相談体制の充実について

まず、相談体制の充実についてです。被害者が「話そうと思えなかった」、「笑われた」、「その程度で騒ぐな」などと言われたという回答があり、相談することの難しさが表れています。

本県には性暴力の相談窓口として「ワンストップ支援センターかならいん」があり、ここは痴漢に限らず、広く性暴力のご相談に応じています。

「痴漢被害についてのアンケート」
調査結果【次頁に続く】
2020年8月8日～11月11日
日本共産党東京都委員会実施

2-1 どのような被害をうけましたか？（複数回答可）

胸を触られた	43.1%
お尻を触られた	65.2%
性器を触られた	26.4%
性器を押しつけられた	36.0%
体を密着させられた	60.6%
舐められた	5.4%
髪の毛を触られた	12.8%
精液や唾液をかけられた	7.3%
匂いがかかれた	14.5%
触られそうになった	21.6%
怒鳴られた	24.7%
見せられた	39.9%
つかまれた	16.6%

【出典】日本共産党東京都委員会HPより

「痴漢被害についてのアンケート」
調査結果【前頁の続き】
2020年8月8日～11月11日
日本共産党東京都委員会実施

叩かれた	7.2%
けられた	6.5%
ぶつかった	30.7%
服の中をのぞかれた	17.9%
じっと見られた	33.4%
言われた（「胸大きいね」「1万円どう？」など不快な呼びかけ）	43.3%
あとをつけられた	35.2%
盗撮された	16.9%
衣類を切られた	0.0%
異物をカバンなどに入れた	2.4%
何らかのジェスチャーによるハラスメント	12.9%
オンラインハラスメント（性的画像などをエアドロップ機能などで送りつけられる）	7.6%
回答あり	96.2%
無回答	3.8%

【出典】日本共産党東京都委員会HPより

「痴漢被害についてのアンケート」
調査結果【その2】
2020年8月8日～11月11日
日本共産党東京都委員会実施

2-4 被害にあった場所を教えてください。（複数回答可）

電車の中	76.4%
駅構内	34.6%
バス	9.3%
プール	5.6%
映画館	5.6%
図書館など公共施設	11.4%
路上	62.6%
回答あり	96.1%
無回答	3.9%

【出典】日本共産党東京都委員会HPより

国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」(2009)は、「かならいん」のような機能をもつ機関として、「女性20万人に1カ所のレイプ・クライシスセンター」の設置を求めています。本県では1カ所にとどまっています。年間1600件もの事例に対応するというワンストップ支援センターのさらなる増設と、機能充実が求められます。

私たちは以前、伊勢原市にあるNPO法人が運営する「子どもの権利擁護センター」を視察しました。虐待児童の支援施設ですが、被害者が警察や福祉部門に被害を何度も語らなくて済む体制を備えた、日本初の医療拠点型施設の果たす機能のすばらしさを間近に見ました。ボランティア養成や職員の研修も行っています。



子どもの権利擁護センター
かながわ

そこで知事に伺います。痴漢をはじめとする性犯罪・性暴力に対する認識を伺います。

また、本県が相談体制を強化するために市町村と連携し、ワンストップ支援センターを増設することや、病院拠点型へ向けた機能強化など、ワンストップ支援センターのあり方をどのように検討していくか、見解を伺います。

[黒岩知事]

大山議員のご質問に順次お答えしてまいります。ジェンダー平等社会をめざしてについて、何点かお尋ねがありました。まず、性暴力から県民を守る取り組みに関する相談体制の充実についてです。

痴漢をはじめとする性犯罪性暴力は、被害者に身体的精神的に深い傷跡を残す極めて卑劣で許し難い行為です。そこで、県は平成29年にかならいんを設置し、被害者からの相談を24時間体制で受け付けるとともに、県内66の登録病院と連携して必要に応じ緊急避妊等の医療的な処置を行うなど、ワンストップで支援しています。また、来年度には湘南鎌倉総合病院と連携して、被害の証拠をあらかじめ採取しておく新たな取り組みに着手する予定です。

こうしたことから現時点でワンストップ支援センターを増設することは考えていませんが、引き続き医療機関との連携を深めながら、かならいんの機能を着実に強化して参ります。

イ. 痴漢被害防止につながる啓発について

次に、痴漢被害防止につながる啓発についてです。

さらに、痴漢のアンケート結果には、誰も助けてくれなかった絶望が表れています。

見て見ぬふりをする風潮を変えるために、痴漢行為を目撃した人が、いわゆるアクティブバイスタンダー（行動する傍観者）として行動することを求める啓発が必要です。近年、目撃者がさりげなく行動することで被害を未然に防いだり、被害者に寄り添うことができることを啓発する動画が公開されています。

4つの行動について提案されており、それは直接的、遅らせる、邪魔をする、力のある人に連絡をするなどです。例えば、このような映像を県のHPにアップして、現場に居合わせる人の意識を変えていくなどのような啓発も必要と考えます。

県では「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、県民が安全で安心した暮らしを送れるよう取り組みを進めてきていると承知しています。

そこで知事に伺います。「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」と協同して関係機関と連携し、効果的な動画を紹介したりポスターを作成するなど、痴漢被害に対して傍観者とならず、被害者を生まないための啓発を行うべきと考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事]

次に、痴漢被害防止につながる啓発についてです。痴漢は悪質な犯罪行為であり、その被害防止や目撃した場合の情報提供などについては、県警察のホームページ等で啓発しています。また、県では県警察を含む約160の関係機関からなる神奈川県犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会を設置して、自主防犯活動の促進や地域の安全点検の推進、犯罪被害者等支援の理解促進などに重点的に取り組んでいます。

そこで県は現在、県警察が行なっている痴漢被害防止対策などを協議会で共有し、痴漢を含めた犯罪被害防止に向けた啓発活動等に引き続き取り組んで参ります。

《意見・要望》

[大山県議]

ご答弁いただきました。それでは要望いたします。性暴力から県民を守る取り組みについてです。痴漢被害については、被害者が広範囲に存在する重大な人権侵害であるという認識を持って、全庁的な対策が必要です。かならいんのような機関の機能充実と県内に拡充を図ることなど、予算を確保して取り組んでいただくよう要望します。



また、地域ぐるみでの取り組みも大切です。神奈川県犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会と連携して、重要な課題として痴漢を許さない機運を醸成していただくよう要望します。

ウ. 痴漢防止対策について

次に、痴漢防止対策についてです。

先のアンケートでは、逆に被害者が責められる例が多数記述されています。「あなたが誘惑するような変な態度をとったんじゃないの?」、「隙があるからよ」等々。これは社会の風潮を反映しており、この意識を変える必要があります。

依然として「痴漢に注意」というポスターが見られますが、被害者に自衛を求めるだけでなく、加害者を牽制するメッセージこそ重要だと考えます。摘発された場合に課せられる刑罰の重さを明記し、加害の抑止力となる発信こそ必要だと考えます。

さらに、被害を届け出た際に、警察から二次被害を受ける例も挙げられています。「痴漢されたらちゃんと抵抗してくれ」、「なぜそうなる前に逃げなかったのか」など、さらに傷つき、二度と被害を訴え出られなくなる事例も紹介されています。

そこで警察本部長に伺います。痴漢という性犯罪を解決するために痴漢の実態調査を行うとともに、鉄道各社と連携して恒常的な車内放送を行い、量刑を記して性犯罪者を牽制するポスター等を制作するなど、取り組みを強めることが必要だと考えますが、見解を伺います。

また、二次被害を防ぐために、被害者に接する際の対応について、警察内部においても研修を強化することなど必要だと考えますが、見解を伺います。

[林警察本部長]

痴漢防止対策について、お答えいたします。

初めに、痴漢の実態調査についてです。今年度、内閣府において痴漢を含む若年層の性暴力被害の実態調査が行われているものと承知しており、県警察ではこの調査結果について警察活動の参考にするなど、活用して参ります。

次に、電車内における痴漢防止の取り組みについてです。県警察では、現在警察官による電車内における警戒活動のほか、相談を受けた痴漢の被害者と同乗しての検挙活動等を行っております。また、県警察のホームページにおいて、痴漢の目撃者が傍観者にならないようにするための広報啓発を行っております。

次に、痴漢被害者の心情に配慮する取り組みについてです。県警察では、これまでも性犯罪被害者の心情に十分配慮した対応を取ることができるよう、性犯罪捜査等に従事する警察官に対する研修等を行っております。

電車内における痴漢事犯については、今後も引き続き積極的な警戒、検挙活動に努めるとともに、鉄道事業者等と連携した広報啓発活動を行って参ります。以上でございます。

《意見・要望》

[大山県議]

また、県警察においても犯罪者を牽制するために、例えば罰則を記した効果的なポスターや傍観者の行動を促す動画などを積極的に活用していただくよう求めます。

(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重する包括的性教育について

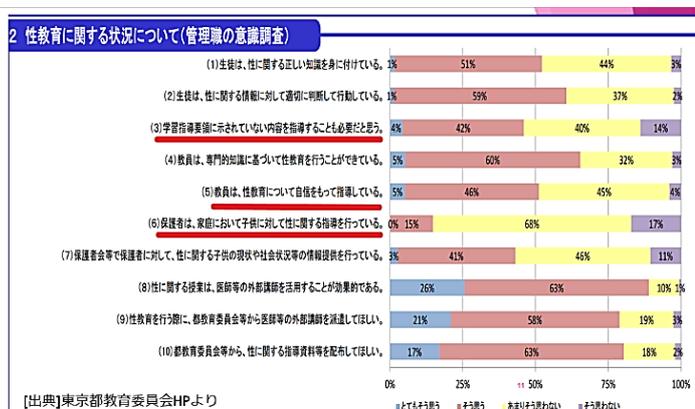
続いて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重する包括的性教育についてです。

内閣府の男女共同参画の基本方針でも、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得、認識を深めるための施策を推進する」とされています。そのためにも、UNESCOやWHOなどの国際機関は「包括的セクシュアリティ教育」を推奨しています。生殖機能や性感染症に特化して教える日本の従来型の性教育とは異なり、精神的、心理的、身体的、社会的側面で捉えながら、自身の尊厳や他人を尊重することについて包括的に学ぶカリキュラムを基盤にした教育のことです。

2021年12月27日の産経新聞の報道では、歌舞伎町で悩みやトラブルの相談を受けてきた公益社団法人日本駆け込み寺の創設者、弦秀盛さんが、「売春」の若年化について「低年齢ほど『商品価値』が上がり、金銭感覚が身についておらず、性教育を受けていない無自覚な子どもたちが狙われている」と論じています。

現状、わが国の学習指導要領は、小学5年生の理科では「ヒトの受精に至る過程は取り扱わない」、中学1年の保健体育課では「妊娠の経過は取り扱わない」との、いわゆる歯止め規定があります。振り返れば、2003年、東京都七生養護学校では、生徒同士の性行為をきっかけに教員と保護者が協議を重ね、知的障害を持つ児童に対する実践的性教育が行われていましたが、行き過ぎた性教育だと政治家からバッシングを受け、その後の日本の性教育が委縮するきっかけとなりました。有識者からは、日本の性教育は「性を人権としてとらえる」視点に欠けるとし、質・量ともに遅れが指摘されています。

東京都教育委員会が2018年に全公立中学校の校長に対して行った性教育の実施状況調査結果では、回収率が100%、624校から寄せられています。「避妊法や人工妊娠中絶等の内容を授業で指導しているか」との問いに、「指導していない」と答えたものが実に91%に上ります。意識調査の中



では、「教員は性教育について自信を持って指導しているか」という回答で、49%が「そう思わない」または「あまりそう思わない」という事態です。「保護者は家庭において子どもに対して性に關する指導を行っているか」という問いには、「そう思わない」と「あまりそ

う思わない」を足して実に 85% となっています。これでは、子どもたちはどこで自分の身を守り、他者を尊重する心とその術を身に着けるのでしょうか。

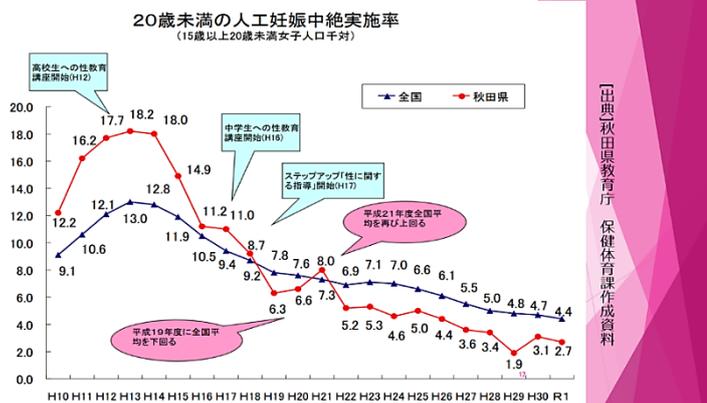
2016 年に行われた N P O 法人ピルコンが行った「高校生の性知識・性の悩みに関する調査」では、12 の設問の平均正答率は 3 割。A. 排卵はいつも月経中に起こる、B. 精液がたまりすぎると体に悪影響がある、C. 膣外射精は有効な避妊方法である、D. 月経中や安全日の性交なら妊娠しない。これらはすべて×ですが、分からないと答える子が半数を超えています。

このように、正しい知識を得られていないことが望まない妊娠はじめ、性的トラブルを誘発しているのではないのでしょうか。社会が性教育をタブー視する一方、ネット上や漫画など、書籍の中にも歪んだ性情報が氾濫し、子どもたちの多くは A V 動画からセックスを知るとも言われています。由々しき事態だと考えます。

本県の性教育は、学校によっては外部講師を招いたり、工夫をしているところもあります。しかし、それは裏を返せば、工夫がされていない学校もあるということを示します。教師の主体性を尊重しつつ、子どもたちの性に関する正しい知識を育み、人権を尊重するために、性教育について包括的に考えることが必要です。

我が国でも、研究会などを設置して学習指導要領の範囲を超えて、時代のニーズに即した性教育を行っている自治体の例が出てきています。秋田県では、産婦人科医や内科医による性教育講座の開催を全学校に行い、教員に対しては性に関する指導者研修会を年度ごとに開催し、P T A でも講演会や資料配布を行い、情報共有を行って家庭での子どもとのコミュニケーションを行っています。

例えば、秋田県はこの取り組みによって、人工妊娠中絶率が大幅に減じたとのこと。福岡県では、性に関する指導推進委員会を設置し、公立中学校等にも派遣する、性に関する指導推進事業を開始しています。ちなみに、本県の人工妊娠中絶は年間 10,000 件を超え、うち 10 代以下の中絶は 800 人を超えています。



そこで教育長に伺います。他県に見られるように、研究会などを立ち上げて性教育のあり方を見直し、子どもたちを性暴力から守り、自分も他人も尊重できる包括的な性教育を追求するべきではないかと考えますが、見解を伺います。

[桐谷教育長]

教育関係についてお答えします。リプロダクティブヘルス／ライツを尊重する包括的な性教育についてです。

リプロダクティブヘルス／ライツは、女性の生命の安全や健康を守り、自分の体に関しては自分自身で決めることを保障される権利であり、こうした権利の重要性を誰もが認識することが大切です。そのため、学校では児童生徒が性に関する科学的知識や自ら判断し望ましい行動を取ることができる力を身に付けられるよう、発達段階に応じ、性に関する指導を行うことが求められています。

現在、県教育委員会では、命の安全教育を展開するため、教員向けの性教育指導の手引きについて、外部有識者のご意見をいただきながら本年度中の改定を目指して作業を進めています。この手引きには、学習指導要領に沿った性に関する指導内容に加えて、一人一人の人権を尊重する視点や性犯罪、性暴力の当事者にならない視点からの多面的な指導事例を盛り込んでいきます。

こうした改定を行うことにより、議員お話の研究会は立ち上げませんが、包括的な性教育の追求に繋がるものと考えています。今後、改定した手引きを県立学校の管理職等を対象とした教育課程説明会や全県指導主事会議等で周知し、学校での指導に活かして参ります。以上でございます。

《再質問》

[大山県議]

いつになく前向きなご答弁をたくさん頂戴いたしました。一点、教育長に性教育について再質問いたします。

専門家の知見も借りて性教育指導の手引を改訂し、活用していくことは大切です。学習指導要領の範囲に入らない中身も加えていかれるということですが、東京都が行ったように性教育に関する実施状況調査を行って、県教育委員会が各学校の現状を把握し、その後の包括的な性教育の改善に活かしていくべきではないかと思いますが、見解を伺います。

[桐谷教育長]

大山議員の再質問にお答えいたします。

改訂後の性教育指導の手引きについては、令和4年度からの活用を予定しています。今後は、その手引きについての周知を図った上で、各学校での活用状況や指導内容などを把握し、その後の各学校での指導に活かして行く予定です。以上でございます。

《意見・要望》

[大山県議]

性教育が非常に重要になります。性犯罪、性暴力の被害者支援をしてこられた方々から、包括的な性教育の必要性が再三指摘されています。年間800件を超える10代以下の望まぬ妊娠、この中には一件10歳以下の妊娠中絶もあります。

県教育委員会には重い責任があり、同時に、取り組み次第で人権尊重の大きな可能性が広がるということを指摘しておきたいと思います。

(3) 生理の貧困について

次に、生理の貧困についてです。

コロナ禍の女性の苦境に配慮し、この間、生理用品の設置について、全県立学校や10の県有施設、さらに県内企業にご協力いただき、県内3大学への配布を決めていただきました。

これら施策は一過性のものではなく、女性のみが被らなければならない不都合を解消するために、恒常的な取り組みとして私立学校や県内公共施設などにも拡充していくことが必要だと考えます。

そこで知事に伺います。生理の

貧困に関する本県の取り組みを、今後どのように拡充するかお聞かせください。



県内大学で



県立学校で

[出典]神奈川県HPより

[黒岩知事]

次に、生理の貧困についてです。生理の貧困については、まずはコロナ禍において困っている女性への早急な支援として、昨年8月から神奈川女性相談室を開設し、その中で生理用品を必要とする相談者に配布を行っています。また、県立学校や県立施設での配布や、民間企業と連携して企業広告付き生理用品を県内3大学で無料配布するなど、様々な形で生理の貧困に対応してきました。

来年度は神奈川女性相談室の取り組みを拡充し、生理用品の配布を行うとともに、全ての県立学校において女子トイレに生理用品を配備するほか、私立学校には経常費補助により生理用品の配布を支援したいと思います。

一方、生理の貧困については十分な調査がなされていないため、具体的な困りごとや悩みの背景が把握できていないという側面もあります。そこで、今後は配布事業と併せて実施したアンケートや、国において実施している調査の結果なども踏まえ、生理の貧困に対する取り組みをさらに広げて参ります。

《意見・要望》

[大山県議]

生理の貧困については、設置対象が拡大されて行くとのこと。全国でも先進的な取り組みになっていることに敬意を表します。コロナ禍で気持ちが晴れない県民に、明るい希望を持たせる取り組みです。引き続き広い視野で取り組んでいただきたいと思います。

(4) 同性パートナーシップ制度について

次に、同性パートナーシップ制度についてです。

多様な性のあり方を尊重するダイバーシティの観点に立ち、共産党県議団として、同性パ

ートナーシップ制度の実現を繰り返し求めて来ました。本県が制度導入に踏み切らないうちに、10の都府県での導入または導入決定がなされました。

東京、千葉、埼玉、神奈川とそこに所在する政令市で構成する九都県市で作成した共通メッセージは、「あなたはあなたのままでいい。九都県市は性的指向や性自認による偏見や差別のない社会をめざします」としています。

この九都県市のうち、埼玉県、千葉県、神奈川県は、宣言との隔たりがあります。県内でも17自治体が実施し、7自治体が準備中です。

本県が同性パートナーの県営住宅入居を認めたことは評価しますが、パートナーシップのない地域へ引っ越せば、一度認定されたカップルが、再びその社会的絆が危うくされることとなります。

そこで知事に伺います。本県も九都県市の共通メッセージの本気度を示し、すべての個人が尊重

されるべき人権尊重の立場から、同性パートナーシップ制度の実施に向けて取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

また、東京都が来年度に向けて導入を検討中ですが、その前段に有識者へのヒアリングや
都民への実態調査が行われてきたとのことから、少なくとも、ともに生きる精神で導入に向
けて調査を始めるべきと考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事]

次に、同性パートナーシップ制度についてです。まず、制度の導入についてです。

パートナーシップ制度は、近年、市町村を中心に全国的な広がりを見せています。県内では17市町が導入済みであり、来年度導入予定の7市町を加えると、県内人口カバー率が93%となる見込みであり、非常に高い状況にあります。

県としては、パートナーシップ制度は、住民生活に最も身近であり住民登録や戸籍の事務を担う市町村において行われることがふさわしいと考えています。

次に、調査の実施についてです。

東京都は導入済み市区町村の都内人口カバー率が31%という状況の中で、パートナーシップ制度の創設を求める請願が都議会において全会一致で趣旨採択されました。都はこうした状況を受けて、制度導入に向けた調査等を実施したと承知しています。

本県は東京都とは状況が異なり、県内市町村の制度導入が進んでいることから、今は調査を実施するよりも、引き続きパートナーシップ制度を導入していない市町村において検討が進むよう、支援していくことが重要と考えています。

《意見・要望》

性の多様性を示す県庁ライトアップ



[撮影]共産党県議団

[大山県議]

次に、同性パートナーシップ制度についてです。これは非常に残念な答弁でした。本県が制度を導入すれば、市町村の中で93%の人口を網羅しているとは言ってもですね、市と市を超えた場合には地域間連携の仕組みが必要です。市町村間の連携のみならず、都道府県間の連携も可能になります。東京都では、制度創設を求める請願が全会一致で趣旨採択されたことに加え、何より都が開始すること自体が大きな啓発につながると考えたとのことでした。県民各層に啓発を行う本県が、制度を持たないことの矛盾を解消することが必要です。

性的マイノリティの方の自殺率は、認知が広がった現在でも平均より2割から3割多いといえます。しかし、同性婚が整備された地域では、自殺が減少したという報告もあります。まさに命に関わる課題だという認識を持っていただき、制度創設に踏み出すことが必要だと強く指摘いたします。

(5) 行政機関や民間の雇用等におけるジェンダー平等の推進について

次に、行政機関や民間の雇用等におけるジェンダー平等の推進についてです。

2015年、知事は、女性の活躍推進のため、本県にゆかりの深い名だたる企業の男性トップ10人とともに、女性の活躍応援団を立ち上げました。ポスター等で紹介された際に、男性ばかりが女性の活躍を検討するというコンセプト自体が県民の共感を得にくく、当時いろんなご批判が寄せられました。

しかしながら、ジェンダーギャップ指数、経済分野では当時世界第106位という状況にあっては、スタート時点の取り組みをまずは注視していこうと考えていました。

応援団企業は、各トップが行動宣言を行っています。2020年度中に国内の女性リーダーを40%にする。年間労働時間を1800時間以内に抑える。配偶者出産支援休暇を有給で半年以内に5日間取得できる。企業内保育園を活用した地域の働く女性の応援等々。

知事は課長級以上を2021年までに20%と設定し、これは知事部局ではクリアされていますが、他の部局では未達成で、審議会委員の女性登用は2021年までに40%と宣言しており、こちらも未達成です。

ここ2年間、コロナの影響もあり、女性の活躍応援団のトップによる会議は持たれていないということですが、これらの女性の活躍を推進する宣言がどの程度実現できたのか検証し、次なる目標を設定していくことが求められます。

そこで知事に伺います。女性の活躍応援団が行った行動宣言に関し、どのように検証し社



会に対して波及効果を持たせるのか、また、次なる目標をどう立てていくのか伺います。

さらに、行政機関において、本県及び県内自治体の幹部登用や審議会委員の構成をジェンダーフリーにしていく取り組みを、どう推進するのか伺います。以上です。

[黒岩知事]

次に、行政機関や民間の雇用等におけるジェンダー平等の推進についてです。まず、女性の活躍応援団の行動宣言についてです。

私と神奈川にゆかりのある企業等のトップからなるかながわ女性の活躍応援団は、女性活躍に向けた各団員の行動宣言や具体的な取り組みについて、応援団の全体会議や冊子などを通じて広く発信し、社会への波及を進めてきました。

一方、コロナ禍においてテレワークやオンラインのコミュニケーションが急速に普及するなど、働き方が大きく変わりました。こうした変化を女性活躍に向けた好機と捉え、取り組みを進めることが必要です。

そこで、今後はこのような社会の変化を踏まえ、各団員に行動宣言を点検していただくとともに、新たな取り組みについて意見交換を行うなど、女性活躍を一層推進していきたいと考えています。

次に、行政機関における取り組みについてです。

県では女性の幹部職員への登用拡大のため、幹部候補たる中堅層の人材育成等に取り組むほか、審議会等における女性委員の登用状況を改善するため、委員改選時における積極的な女性委員の委嘱など、庁内の取り組みをより一層推進して参ります。

また、県内市町村については、連絡会議で各市町村の取組状況や課題を共有し、引き続き取り組みを促して参ります。私からの答弁は以上です。

《意見・要望》

[大山県議]

次に、行政機関や民間の雇用等におけるジェンダー平等の推進についてです。

女性の活躍応援団については、企業トップの行動宣言の検証を行い次に繋いで行かれると期待いたします。しかしながら、女性の活躍応援団は、インスタグラムの中ではオモシロ画像の中に紹介されてしまっています。

男性ばかりの大企業が立ち上げメンバーである事実は変えられないにしても、随時増やしていくという応援サポーター企業の中には、多様な性別、多様な企業規模が含まれていることが望ましいと考えます。その視点で応援企業を募集し、具体的な女性の活躍に繋げられるよう求めます。

【2】県民の困難に寄り添う県政へ

次に、県民の困難に寄り添う県政へです。

本県がコロナ禍で経済状況が悪化した県民を支えるために、部局横断的な生活困窮者対策推進本部を立ち上げたこと、その理念に、公的支援の取り組みを一層強めるという文言が盛り込まれていること、本当に期待をもって受け止めています。具体的に推進すべき施策について伺います。

(1) 介護保険制度における補足給付の見直しについて

初めに、介護保険制度における補足給付の見直しについてです。

コロナ感染拡大の中で、多くの国民、とりわけ高齢者の命と健康が脅かされています。家族介護から社会介護への転換を目的にスタートしたはずの介護保険制度の不備により、ヤングケアラーの問題、介護離職、介護殺人などの問題が噴出しています。そもそも、「保険あって介護なし」とも言われるように、必要な人が利用できる介護保険制度になっていないことが問題です。

介護保険制度の経過―「構造的欠陥」の増幅
★見直しのスローガン＝「制度の持続可能性の確保」

時期区分	負担＝利用者負担	給付＝介護サービス	介護保険料(基準額平均)
第1期	2000～2002年度 【小泉内閣発足(2001年4月)】		2,911円
第2期	2003～2005年度 ・施設等の居住費・食費徴収(2005年10月)	・基礎療養の総量規制 ・給付「適正化」対策スタート	3,293円
第3期	※2005年法「改正」(2006年度施行) 2006～2008年度		4,060円
第4期	2009～2011年度 【民主党政権発足(2009年9月)】	・「新予防給付」創設 ～要支援1・2を新設 ・処遇改善交付金制度創設 認定制度の全面見直し (給付判定が加速)	4,190円
第5期	※2011年法「改正」(2012年度施行) 2012～2014年度 【第2次安倍政権発足(2012年12月)】 ◆社会保障・税の一体改革		4,972円
第6期	※2014年法「改正」(2015年度施行)＝医療介護総合確保法(一括法) ★医療上の一律改革 2015～2017年度 ・利用料2割負担導入 ・補給給付に資産要件等を導入 ・「総合事業」スタート ・特定対象要介護3以上 ★福祉上の一律改革		5,514円
第7期	※2017年法「改正」(2018年度施行)＝地域包括ケア強化法(一括法) ★福祉上の一律改革 2018～2020年度 ・利用料3割負担導入 ・高額介護費の上限引き上げ ・総報酬制導入 ・生活援助「届出制」導入 ・「共生型」サービス創設 ・財源インセンティブの導入		5,889円
第8期	※2020年法「改正」(2021年度施行)＝地域共生社会実現法(一括法) 2021～2023年度 ・補足給付の資産要件等の見直し(2021年8月～)		6,014円

[出典]神奈川県社会保険推進協議会 学習会資料

来年度は次の計画に向けて、第9期に向けて利用者や事業者にアンケートを取ることになると思います。3年ごとに改訂される介護保険計画で、負担が次々増えています。

保険料の負担増については、2000年～2002年の第一期では、65歳以上の一号被保険者の介護保険料基準額は2975円でしたが、2021年からの第8期では6028円にまで引き上げられました。

次に、利用料については、2005年からの施設等での居住費食費の徴収に始まり、利用料2割負担の導入、利用料3割負担の導入。さらに、昨年8月からは特定入所者介護サービス費(いわゆる補足給付)の改悪が行われました。

その内容は、非課税世帯にあたる低所得層をさらに二分して、本人の年金収入等が年間120万円超の施設入所者について、食費の自己負担限度額を現行の1日650円から1360円へ引き上げ、月額でおよそ2万2000円もの増となるものです。月の収入が10万円を少し超えるような世帯に一挙に2割を超える費用負担を課すとは、残酷な改

2021年8月実施された補足給付の見直し(資産要件・食費)

■ 資産要件の見直し

補足給付段階	現行	見直し案
第1段階	650万円以下	1000万円以下
第2段階	1000万円以下	650万円以下
第3段階		第3段階① 550万円以下 第3段階② 500万円以下

第89回厚労省介護保険部会資料(2019年12月27日)より
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08696.html

■ 食費の見直し(1)―施設(特養多床室の場合の居住費・食費・利用料・介護保険料の負担合計月額)

補足給付段階	現行	収入要件	負担月額	利用者数(2019-3)
第1段階	生活保護被保険者等	現行どおり	2.6万円(変更なし)	3.1万人
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税本人年収80万円以下	現行どおり	4.0万円(変更なし)	17.5万人
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税本人年収80万円超	第3段階① ①本人年金収入80万円超120万円以下 第3段階② ②本人年金収入120万円超	5.9万円(変更なし) 5.0万円～8.2万円(食費+2.2万円)	31.4万人

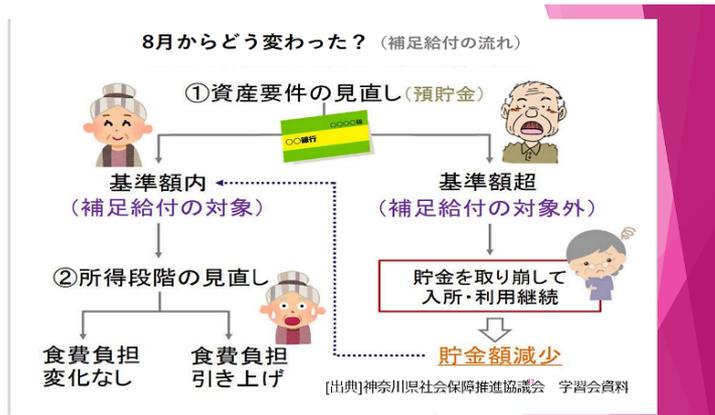
■ 食費の見直し(2)―短期入所(ショートステイ)

補足給付段階	現行	見直し後	受給者数
第1段階	300円	300円	0.6万人
第2段階	390円	600円	2.9万人
第3段階	650円	1000円	5.7万人
		1300円	※93.4%

[出典]神奈川県社会保険推進協議会 学習会資料

悪だと言わざるを得ません。本県では、約1万人もの高齢者が対象になると言われています。

全日本民主医療機関連合会には、次のようなコメントが寄せられています。特別養護老人ホーム利用者からは、「やっと葬式の費用がたまったところで、毎月2万2000円値上げになると年金では賄えない。かといって貯金に余裕があるわけでもない。非常に困る。」



介護事業者からは、「支払いができないため、入所自体が困難となり、申請を取り下げるケースや、短期入所でも支払いが難しいため利用を中止したり、または利用日数を減らすことは改定のたびにある」など、この間立て続けに行われた介護保険制度の改悪に対する不安の声です。

そこで知事に伺います。補足給付の見直しによる県内介護施設に入所している対象者の状況について実態調査をし、その上で国に補足給付のあり方を元に戻すように求めるべきと考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事]

県民の困難に寄り添う県政について、何点かお尋ねがありました。まず、介護保険制度における補足給付の見直しについてです。

介護を必要とする高齢者の急激な増加が進むなかで、介護サービス利用者間の公平性を確保し安定的に介護サービスを提供していくため、国では利用者の所得や資産に応じた負担をお願いしているものと認識しています。

施設入所者の食費と居住費を補助する補足給付の今回の見直しも、在宅高齢者との公平性や介護保険制度を維持する観点から行われたと理解しておりますので、国に対し制度を元に戻すよう要望することは考えておりません。

また、実態調査については、低所得者が介護サービスを受ける際に本人負担を軽減する制度があり、その利用状況について市町村に調査する予定ですので、その中で今回の補足給付の見直しの影響についても確認して参ります。

《意見・要望》

[大山県議]

要望いたします。介護保険制度に関してです。補足給付見直しの影響を確認していただくということで、その点はありがとうございます。市町村事業に関して県は責任回避をしがちですが、広域自治体として県民に寄り添う姿勢の一端だと見えています。

その確認によって県民への甚大な悪影響が明らかになったあかつきには、やはり国に制度の見直しを求め、また、次なる第9期の介護保険計画策定に際して、さらに介護サービスの

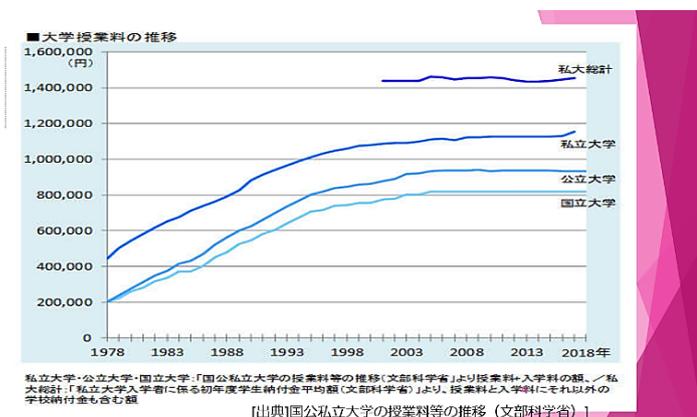
後退を招かないよう、介護が利用できずに悩む県民の立場で代弁していただくことを求めます。

(2) 若者の学びを支える県営住宅の家賃減免等支援について

次に、若者の学びを支える県営住宅の家賃減免等支援についてです。

私たちは、県営住宅に住むシングルマザーの方からご相談を受けました。子どもの大学の学費を稼ぐために頑張って働いたことによって所得が増え、県営住宅に住める金額を超えてしまったというものです。県営住宅はいくつかの家賃控除の枠組みがあり、同居親族、ひとり親、大学生という三つの控除枠を適用しても収入要件を超えてしまうということです。

18歳以上になると、非課税世帯とそれに準ずる世帯であれば給付型奨学金の対象となりますが、準ずる世帯では給付は十分ではありません。高い学費が家計にのしかかります。高校生までは親と一緒に県営住宅に暮らしていたのに、大学や専門学校に進学しようとして学費を稼ぐことで住まいが奪われることになっていいのでしょうか。



ご相談を受けた例は一例です。県営住宅の入居者に大学や専門学校に通う権利を保障するために、家賃の減免など工夫する必要があるのではないのでしょうか。

そこで知事に伺います。課税世帯であっても子どもの大学などの進学などによって生活が苦しくなる世帯に対し、県営住宅の家賃を減免するなど支援策を考える必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事]

次に、若者の学びを支える県営住宅の家賃減免等支援についてです。県営住宅の家賃は公営住宅法に基づき入居世帯の収入額に応じて算定されますが、家賃の減免についても、同法により特別な事情のある場合に行うことができるとされています。特別な事情とは、病気や災害といった入居者に予想し得ない多額の支出があったなど例外的な場合とされており、大学の学費等あらかじめ支出が想定できるケースは、家賃の減免の対象とはなっていません。

なお、大学生など23歳未満の子どもがいる世帯に際しては、教育費の負担を考慮し、すでに家賃算定の際、一定額を控除するといった配慮を行っています。

《再質問》

[大山県議]

はい、一点再質問いたします。若者と県営住宅に関して知事に伺います。

現状、空き住戸も埋まらない状況だと聞いています。公営住宅法を例に出して、特別な事

情には当たらないというお答えがありました。国交省にも確認しましたが、家賃の減免制度や入居収入基準などについては、特例として事業主体、つまり、本県で言えば知事の裁量が認められているとのこと。

特例以外にその他事業主体の判断という項目がありますので、給付型奨学金が必要だとみなされるような生活にお困りの世帯に対して心を寄せ、住まいの面でも支援を行うことが必要だと考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事]

大山議員の再質問にお答えいたします。一般に給付型奨学金の支給対象となるような低額所得の世帯であれば、県営住宅に入居可能な水準、収入基準に当たると考えられます。また、県では特に所得の低い世帯の生活を支援するため、すでに県の裁量で家賃の減免を行っております。答弁は以上です。

《意見・要望》

[大山県議]

県営住宅ですでに減免を行っておられるということですが、入居基準となる所得も国の設定よりも上限額が低い状況です。今、空き住戸がないのであればその理由も納得するんですけども、現状空き住戸が出ている、そういった状況にあって、入居基準の、所得基準の上限引き上げるなど、工夫の仕様はあると思われましたので質問いたしました。

若者の学びを支える県営住宅における支援についてです。生活困窮者対策推進本部は、全庁一丸になっての支援に取り組むという主旨だと、知事は何度もおっしゃっています。

子育て世帯という入居枠が中学生までとなっていたルールが、高校生までに見直されてきた経緯があります。高校卒業後、多くの子が大学や短大・専門学校への進学を選択する現在、それらを卒業するまで住まいを保障することをご決断いただくよう、要望します。

(3) 高齢者の日常生活や社会参加を支える補聴器購入補助について

次に、高齢者の日常生活や社会参加を支える補聴器購入補助についてです。

コロナ禍の困難は、若者や現役世代にとどまらず全世代の課題です。高齢者向けの各種調査においても、運動不足による体の機能の衰えだけでなく、人と会う機会が減ったことで「物忘れが気になるようになった」、「生きがいを感じなくなった」という人が60代以上で増えていて、専門家は対策が必要だと指摘しています。

介護保険、国民健康保険、年金制度の改悪が相次ぎ、社会保障が弱体化されている中で、高齢世帯の生きづらさにも行政の支援が必要です。私たちがかねてより求めてきた補聴器購入補助制度の創設は、高齢者の日常生活を支えるために有効な施策だと考えます。障がいのある・なしを問わず、聴力の低下は周囲への事象への関心の低下、社会参加の阻害要因になり、認知症リスクを高めることも広く知られています。

全国的に、市区町村として加齢性難聴による補聴器購入補助制度を設けているところは36

自治体。本県内にはありません。従来、国の仕事だと答弁されてきましたが、本気で地域住民の困難に心を寄せ、支援に踏み切る時です。

本県が、18歳以下の障がい者手帳を持っていない子どもに対して補助制度を有していること

補聴器購入助成制度実施地方自治体

東京都新宿区（70歳以上）/東京都江東区（65歳以上）/東京都江戸川区（65歳以上）/東京都葛飾区（65歳以上）/東京都大田区（70歳以上）/東京都中央区（65歳以上）/東京都墨田区（65歳以上）/東京都豊島区（65歳以上）/東京都千代田区（20歳以上）/福岡県田川市（年齢制限なし）/千葉県浦安市（65歳以上）/千葉県船橋市（65歳以上）/埼玉県朝霞市（65歳以上）/栃木県宇都宮市（65歳以上）/長野県木曾町（65歳以上）/愛知県北名古屋市（70歳以上）/静岡県長泉町（65歳以上）/北海道北見市（70歳以上）/栃木県足利市（75歳以上）/茨城県古川市（65歳以上）/福岡県粕屋町（65歳以上）

[出典]共産党県議団調べ

は承知しています。同様に、高齢者の難聴に対しても補助制度を創設することが必要です。併せて、補聴器相談医が必要と証明すれば医療費控除の対象となることや、認定補聴器技能者が補聴器調整の専門的知見を有することなど、情報を周知すべきと考えます。

そこで知事に伺います。高齢化が急速に進む本県であるからこそ、高齢者の認知症予防、日常生活と社会参加を保障するために、第一段階として生活困窮の状態にある難聴者への補聴器補助制度を創設すべきと考えますが、見解を伺います。

また、認定補聴器技能者や補聴器相談医に関する情報を県民に適切に提供すべきと考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事]

最後に、高齢者の日常生活や社会参加を支える補聴器購入補助についてです。県ではこれまで、国の制度に基づき、障がい者として認定された高度難聴者を対象に、補聴器の購入にかかる費用の一部を負担してきました。高度難聴者に該当せず生活に困窮している方を含む高齢者の補聴器購入への補助制度の創設については、限りある資源を効果的に活用する観点から、十分なエビデンスが必要と認識しています。

現在国において、高齢者の補聴器の利用による認知機能への影響を検証する研究が行われており、県はこうした国の研究や補助制度の動向を注視しているところでありますので、県独自の補助を実施することは考えておりません。

また、補聴器は購入後も一人一人の状態に合わせた細かな調整が必要であり、補聴器相談医や認定補聴器技能者が適切に関与することが大切です。公益財団法人がこうした資格者等に関する情報を公表していますので、その情報を県のホームページで県民のみなさまに提供して参ります。答弁は以上です。

《意見・要望》

[大山県議]

最後に、補聴器購入です。兵庫県では、補聴器購入補助制度を抽選で来年度から400人程度、上限2万円でモデル事業として取り組み始めます。他県の先進事例に学び、県民の苦難を軽減する自治体の役割を發揮していただきますよう、要望いたします。

議論が足りない課題に関しては、所管常任委員会の議論に委ねて質問を終わります。ありがとうございました。